## 〇環境省告示第百三十号

号) 環 出 特 + 沖 平 + 電 12 三 n 水 さ 三 成 六 定 た 平 地 所 境  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ 月 号) 震 規 廃 放 成 条  $\mathcal{O}$ 省 れ 水 る + 12 + 第 事 告 た 平 質 環 棄 射 定 三 第二 十三 伴 12 放 兀 故 成 検 境 日 物 性 示 う 年 項 に 第 ょ 射 査 に 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 年三 原 第 性 埋 + 質 十 ょ る 十 に 汚 発 百  $\equiv$ 係 子 + 生 六 V) 放 物 染 立 に 号 放 兀 質 年 条 力 月 流 る ^ l 処 ょ 月 三 発 環 号) 事 た る 出 に  $\mathcal{O}$ 分 第 十 1 水 電 境 さ ょ 月 故 対 東 に 環  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> \_\_\_ ` 省 係 規 れ 水 る 北 境 所 十 由 処 項 日 告 第 た 平 質 環 来 に  $\mathcal{O}$ 定 \_\_\_ に 地 る  $\mathcal{O}$ 事 三 成 境 関 12 放 検 日 放 方 水 汚 発 示 号 質 故 第 ょ 射 査  $\mathcal{O}$ に 射 す 太 染 生 に 百 る 性 + に 汚 発 性 る 平 検 1 L ^  $\equiv$ た ょ 係 染 生 特 洋 査  $\mathcal{O}$ 十 地 物 物 Ŋ 質 年 質 第 五 下 る L 别 沖  $\mathcal{O}$ 対 東  $\sim$  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 号) 方 北 放 事 た に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 措 処 水 地 出 ょ 月 対 東 濃 置 震 法 項 12 地  $\mathcal{O}$ 故 さ 第 方 及 + 関 水 る 北 度 法 を 由 処 に 環 施 伴 れ び 質 来 に 地  $\mathcal{O}$ 次 兀 す 太 平 た 亚 境 関 方 測 う 号 る 検 日 放 行  $\mathcal{O}$ 放 12 定 洋 成 査 射 す 太 規 原 ょ 特  $\mathcal{O}$ ノヽ 射 平 並 沖 に 汚 発 性 る 方 則 子 う 別 洋 性 + 染 生 法 措 係 特 第 に 75 地 物 力  $\equiv$ 物 る L 質 別 沖 発 定 に 置 震  $\sim$ 質 た 亚 第 年 事  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 措 地 雷  $\Diamond$ 法 に に  $\equiv$ 成 伴 故 対 東 濃 置 震 六 兀 施 所 ょ <del>-</del>+ 条 う 月 由 処 北 度 法 12 公 項 行  $\mathcal{O}$ る 伴 第 第 原 来 に 事 布 十 地  $\mathcal{O}$ 施 規 環 三 子 関 方 放 測 行 う 故 則  $\mathcal{O}$ 境 年 号 力 す 太 定 原 日 射 規 項 に 日 第 る + 亚 発 1  $\mathcal{O}$ に 性 平 方 則 子 ょ か 汚 第  $\equiv$ 及 発 物 特 洋 法 力 1) 5 成 電 号 月 染 質 別 沖 発 放 U 生 適 所 亚 + 環 + L  $\mathcal{O}$ 措 雷 1 出 用  $\mathcal{O}$ 地 ハ ^  $\equiv$ 六 さ 事  $\mathcal{O}$ た 濃 置 震 成 所 境  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L 条 省 対 東 度 法 に 規 れ 規 年 故  $\mathcal{O}$ 伴 + 第 告 処 北 事 た 平  $\mathcal{O}$ 施 定 定 環 に  $\equiv$ に う 地 測 行 故 示 12 放 に 境 ょ 成 関 方 定 規 原 年 項 に 第 ょ 射 基 省 り づ す 方 + 第 性 十 放 太 則 子 ょ 百 る 令 き、 第三 る 第 出 平 法 力 几 り + 地 物  $\equiv$ 뭉 年 さ 特 洋 発 月 放 下 晳

别 措 置 法 施 行 規 則 第 + 六 条 第 几 項 第 号 ハ  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 浸 透 水  $\mathcal{O}$ 水 質 検 査 12 係 る 事 故 由 来 放 射 性 物

質  $\mathcal{O}$ 濃 度  $\mathcal{O}$ 測 定 方 法 平 成二 十三 年  $\dot{+}$ 月 環 境 省 告 示 第 百 + 六 号) は 廃 止 す る。

平 成 + 几 年 八 月二 + 八 日

環 境 大 臣 細 野 豪 志

特 定 廃 棄 物  $\mathcal{O}$ 埋 <u>\f</u> 処 分 12 係 る 水 質 検 査  $\mathcal{O}$ 方 法

第 条 平 成 十三 年  $\equiv$ 月 + 日 に 発 生 L た 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 伴 う 原 子 力 発 電 所  $\mathcal{O}$ 事 故 に ょ n

省 放 令 出 第三十三号。 さ れ た 放 射 性 以 物 下 質 12 規 ょ 則 る 環 لح 境 7  $\mathcal{O}$ う。 汚 染 ^ 第二十  $\mathcal{O}$ 対 処 六 12 条 第 関 す る 項 特 第 別 三 措 号 置 1 法 (1)施  $\mathcal{O}$ 行 環 規 境 則 大 亚 臣 が 成 定 + 8 る  $\equiv$ 方 年 法 環 は 境

次  $\mathcal{O}$ 各号 に 撂 げ る 項 目ごとに、 そ れぞ れ 当 該 各 号 に 定  $\Diamond$ る کے お り غ す

地 下 水 検 査 項 項 目 亚 成 九 年 三 月 環 境 庁 告 示 れ 第 + 号 れ 地 下 水  $\mathcal{O}$ 水 質 法 汚 欄 濁 に 係 る 環 境 法 基 潍 12 0 1 7

ダ 1 才 丰 シ ン 類 平 成 十二 年 月 厚環 生境 省庁 告 示 第 号 最 終 処 分 場 に 係 る ダ 1 才 丰 シ ン 類  $\mathcal{O}$ 水 質

検 査  $\mathcal{O}$ 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 に 定 8 る 方 法 に ょ る。

告

示

別

表

 $\mathcal{O}$ 

目

 $\mathcal{O}$ 

欄

に

掲

げ

る

項

目ご

と

に

そ

ぞ

同

表

 $\mathcal{O}$ 

測

定

方

 $\mathcal{O}$ 

に

定

 $\Diamond$ 

る

方

に

ょ

る

三 事 故 由 来 放 射 性 物 質 ゲ ル 7 = ウ A 半 導 体 検 出 器 を 用 1 7 測 定 す る 方 法 ょ

兀 電 気 伝 漬 率 日 本 工 業 規 格 K  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ + \_ に 定 8 る 方 法 に ょ る

五. 塩 化 物 1 オ 日 本 工 業 規 格 K  $\bigcirc$  $\bigcirc$ の三十二に定 8 る 方 法 に ょ る。

第二条 規 則 第二十 六 条 第二 項 第 兀 号 ハ (1)  $\mathcal{O}$ 環 境 大 臣 が 定  $\emptyset$ る 方 法 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 項 目ごとに

、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

る 排 規 水 則 基 別 準 表 第 に 兀 係 る  $\mathcal{O}$ 上 検 定 欄 方 に 法 撂 を定り げ る項 め る等 目 昭  $\mathcal{O}$ 件 和 兀 +  $\mathcal{O}$ 九 各 号に 年九月環境庁告示第六十四号 撂 げ る項目ごとに、 それ ぞ (環境大臣 れ 当該 各 号 が 定 に 定 8

める方法による。

二 ダイオキシン類 第一条第二号に定める方法による。

第三条 規 則 第二十六条 第二 項 第 兀 号 ハ (2) $\mathcal{O}$ 環 境 大臣 が 定 め る方法は、 第 条第三号に定め る方 法

する。

第 げ 兀 る 条 項 規 則 目ごとに、 第二十 そ 六 条 れ 第四 ぞ れ 当 項第二号 該 各号 イ に 定 (1) $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る 環 と 境 お 大 り 臣 とす が 定 る 8 る方法は、 第一 条第一 号及び 第三 号 に 掲

五. 条 規 則 第二十 六 条 第四 項 第二 号 ハ 0 環 境 大 臣 が 定 め る方 法 は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲 げ る 項 目ごとに、

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第

一 地下水検査項目 第一条第一号に定める方法による。

事 故 由 来 放 射 性 物 質 第 条 第三 号 に 定  $\Diamond$ る 方 法 に ょ る。

三 を 告 生 示 物 化 以 下 学 的 酸 水 素 質 要 環境 求 量 基 準 昭 告 和 示 兀 という。 六 年 十 二 月 環 別 表二 境 庁 0 告 示  $\mathcal{O}$ 第 (1)五 +  $\mathcal{O}$ 生 九 号 物 化学 水 的 質 酸 汚 素 濁 要 12 求 係 量 る 環  $\mathcal{O}$ 測 境 定 基 方 潍

法の欄に定める方法による。

める方法による。

匹

化学的 酸素要求 量 水質環境基準告示別表二の一の2の化学的酸素要求量の測定方法の欄に定